

半 期 報 告 書

(第87期中) 自 平成15年 4 月 1 日
至 平成15年 9 月30日

三井住友海上火災保険株式会社

(551002)

第87期中（自平成15年4月1日 至平成15年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成15年12月24日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

三井住友海上火災保険株式会社

目 次

頁

第87期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	6
3 【関係会社の状況】	6
4 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【業績等の概要】	7
2 【保険引受の状況】	8
3 【対処すべき課題】	16
4 【経営上の重要な契約等】	16
5 【研究開発活動】	16
第3 【設備の状況】	17
1 【主要な設備の状況】	17
2 【設備の新設、除却等の計画】	17
第4 【提出会社の状況】	18
1 【株式等の状況】	18
2 【株価の推移】	21
3 【役員の状況】	22
第5 【経理の状況】	23
1 【中間連結財務諸表等】	24
2 【中間財務諸表等】	59
第6 【提出会社の参考情報】	76
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	77

中間監査報告書

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成15年12月24日
【中間会計期間】	第87期中(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)
【会社名】	三井住友海上火災保険株式会社
【英訳名】	Mitsui Sumitomo Insurance Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長 植 村 裕 之
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川二丁目27番2号
【電話番号】	東京(3297)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	文書法務部次長 玉 井 康 昭
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川二丁目27番2号
【電話番号】	東京(3297)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	文書法務部次長 玉 井 康 昭
【縦覧に供する場所】	当社関西総務部 (大阪市中心区北浜4丁目5番33号) 当社横浜支店 (横浜市神奈川区栄町7番地1) 当社神戸支店 (神戸市中心区栄町通1丁目1番18号) 当社中部総務部 (名古屋市中心区錦1丁目2番1号) 当社千葉支店 (千葉市中心区中央4丁目7番4号) 当社埼玉支店 (さいたま市大宮区東町2丁目20番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中心区北浜1丁目6番10号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中心区栄3丁目3番17号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近 3 中間連結会計期間及び最近 2 連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

連結会計期間別	自 平成13年 4月1日 至 平成13年 9月30日	自 平成14年 4月1日 至 平成14年 9月30日	自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日	自 平成13年 4月1日 至 平成14年 3月31日	自 平成14年 4月1日 至 平成15年 3月31日
経常収益 (百万円)	482,236	950,274	1,101,471	1,439,244	1,920,379
正味収入保険料 (百万円)	338,166	655,398	700,212	935,690	1,303,946
経常利益 (百万円)	13,498	44,640	132,619	50,292	49,557
中間(当期)純利益 (百万円)	5,914	29,500	80,856	16,118	32,812
純資産額 (百万円)	619,494	1,147,652	1,219,805	1,269,927	1,041,955
総資産額 (百万円)	3,675,106	6,699,356	6,788,096	7,323,905	6,477,614
1株当たり純資産額 (円)	818.12	786.29	840.44	869.82	717.74
1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	7.81	20.20	55.70	14.44	22.46
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	7.36	19.00	54.51	13.66	21.35
自己資本比率 (%)	16.86	17.13	17.97	17.34	16.08
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	13,258	71,165	136,629	△19,752	75,878
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△23,277	△85,102	△61,124	△36,654	2,213
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△5,933	△11,642	△11,326	△37,272	△78,840
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (百万円)	221,628	345,608	437,350	372,383	370,775
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (人)	8,480 〔—〕	15,930 〔—〕	16,037 〔—〕	16,121 〔—〕	16,013 〔—〕

(注) 前中間連結会計期間から、1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

なお、住友海上火災保険株式会社の主要な経営指標等の推移は次のとおりであります。

連結会計期間別	自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日
経常収益 (百万円)	462,016
正味収入保険料 (百万円)	299,183
経常利益 (百万円)	12,301
中間(当期)純利益 (百万円)	2,868
純資産額 (百万円)	586,222
総資産額 (百万円)	3,499,876
1株当たり純資産額 (円)	884.21
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	4.32
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	4.22
自己資本比率 (%)	16.75
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	50,760
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	15,675
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△5,027
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (百万円)	225,889
従業員数 (人)	7,498

(2) 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第85期中	第86期中	第87期中	第85期	第86期
会計期間	自 平成13年 4月1日 至 平成13年 9月30日	自 平成14年 4月1日 至 平成14年 9月30日	自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日	自 平成13年 4月1日 至 平成14年 3月31日	自 平成14年 4月1日 至 平成15年 3月31日
正味収入保険料 (対前期増減(△)率)	(百万円) (%) 317,807 (2.19)	(百万円) (%) 619,580 (94.95)	(百万円) (%) 648,211 (4.62)	(百万円) (%) 889,361 (44.78)	(百万円) (%) 1,235,313 (38.90)
経常利益 (対前期増減(△)率)	(百万円) (%) 13,512 (△6.16)	(百万円) (%) 44,951 (232.66)	(百万円) (%) 129,418 (187.91)	(百万円) (%) 49,853 (115.92)	(百万円) (%) 47,679 (△4.36)
中間(当期)純利益 (対前期増減(△)率)	(百万円) (%) 6,651 (△37.31)	(百万円) (%) 29,927 (349.94)	(百万円) (%) 79,227 (164.73)	(百万円) (%) 16,445 (26.05)	(百万円) (%) 32,362 (96.78)
正味損害率	(%) 56.77	(%) 52.38	(%) 52.05	(%) 59.10	(%) 54.88
正味事業費率	(%) 36.74	(%) 34.11	(%) 32.20	(%) 36.40	(%) 33.83
利息及び配当金収入 (対前期増減(△)率)	(百万円) (%) 30,731 (1.66)	(百万円) (%) 59,884 (94.86)	(百万円) (%) 54,944 (△8.25)	(百万円) (%) 91,571 (55.36)	(百万円) (%) 116,816 (27.57)
資本金 (発行済株式総数)	(百万円) (千株) 68,453 (757,216)	(百万円) (千株) 128,476 (1,479,894)	(百万円) (千株) 128,476 (1,479,894)	(百万円) (千株) 128,476 (1,479,894)	(百万円) (千株) 128,476 (1,479,894)
純資産額	(百万円) 615,847	(百万円) 1,141,665	(百万円) 1,214,163	(百万円) 1,262,507	(百万円) 1,026,508
総資産額	(百万円) 3,475,397	(百万円) 6,197,514	(百万円) 6,163,567	(百万円) 6,897,755	(百万円) 5,900,738
1株当たり純資産額	(円) 813.30	(円) 782.19	(円) 836.55	(円) 864.74	(円) 707.10
1株当たり中間 (当期)純利益	(円) 8.78	(円) 20.50	(円) 54.58	(円) 14.74	(円) 22.15
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益	(円) 8.26	(円) 19.27	(円) 53.41	(円) 13.93	(円) 21.07
1株当たり中間 (年間)配当額	(円) —	(円) —	(円) —	(円) 7.50	(円) 7.50
自己資本比率	(%) 17.72	(%) 18.42	(%) 19.70	(%) 18.30	(%) 17.40
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕	(人) 7,294 〔—〕	(人) 13,985 〔—〕	(人) 14,015 〔—〕	(人) 14,102 〔—〕	(人) 14,042 〔—〕

(注) 1 正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料

2 正味事業費率＝(諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料

3 第85期より自己株式を資本に対する控除項目としており、また、1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の各数値は発行済株式数から自己株式数を控除して計算しております。

4 当社は平成13年10月1日を合併期日として住友海上火災保険株式会社と合併しておりますが、第86期中及び第85期の対前期増減率については、それぞれ第85期中及び第84期との単純比較による増減率を記載しております。

5 第86期中から、1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

なお、住友海上火災保険株式会社の主要な経営指標等の推移は次のとおりであります。

回次	第59期
会計期間	自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日
正味収入保険料 (対前期増減(△)率)	(百万円) (%) 297,843 (3.25)
経常利益 (対前期増減(△)率)	(百万円) (%) 12,781 (2.39)
中間(当期)純利益 (対前期増減(△)率)	(百万円) (%) 7,161 (△8.15)
正味損害率	(%) 51.85
正味事業費率	(%) 34.81
利息及び配当金収入 (対前期増減(△)率)	(百万円) (%) 37,650 (△3.72)
資本金 (発行済株式総数)	(百万円) (千株) 60,020 (663,000)
純資産額	(百万円) 584,592
総資産額	(百万円) 3,331,174
1株当たり純資産額	(円) 881.73
1株当たり中間(当期)純利益	(円) 10.80
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	(円) 10.10
1株当たり中間(年間)配当額	(円) —
自己資本比率	(%) 17.55
従業員数	(人) 7,123

(注) 1 正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料

2 正味事業費率＝(諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料

2 【事業の内容】

(1) 当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

(2) 主要な関係会社の異動

〈損害保険事業〉

P.T. Asuransi Sumitomo Marine and Poolは、当中間連結会計期間中に清算手続きを開始したことにより、重要性がなくなったため、主要な関係会社から除いております。

〈生命保険事業〉

異動はありません。

3 【関係会社の状況】

P.T. Asuransi Sumitomo Marine and Poolは、当中間連結会計期間中に清算手続きを開始したことにより、重要性がなくなったため、連結子会社から除いております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成15年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
損害保険事業	15,607
生命保険事業	430
合計	16,037

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(2) 提出会社の状況

平成15年9月30日現在

従業員数(人)	14,015
---------	--------

(注) 1 従業員数は就業人員数であり、執行役員、休職者及び臨時雇を含んでおりません。

2 当社は60歳定年制を採用しております。ただし、会社が必要と認めたときは、定年後も期間を定めて再雇用することがあります。

(3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、企業収益が改善し、設備投資が増加傾向を示すなど、景気を巡る環境に変化の兆しが見られたものの、厳しい雇用・所得環境から個人消費が低迷を続けるなど依然として厳しい状況が続きました。

このような情勢の中で、当社グループは、「損害保険・生命保険事業を核に、海外、金融サービス、リスク関連の各事業をダイナミックに展開する保険・金融グループ」を目指し、2ヶ年中期経営計画「MS WAVE II (エムエス・ウェイブ・トゥー)」に基づき、成長力・収益力の強化に努めるとともに、企業品質の向上に積極的に取り組みました。

この結果、当中間連結会計期間の業績は以下のとおりとなりました。

当中間連結会計期間の経常収益は前中間連結会計期間より1,511億円増加して1兆1,014億円となり、経常費用は632億円増加して9,688億円となりました。この結果、経常収益から経常費用を差し引いた経常利益は879億円増加して1,326億円となりました。

これを事業の種類別に示すと次のとおりであります。

- ① 損害保険事業におきましては、幅広い補償に充実した付帯サービスをセットした自動車保険「MOST(モスト)」、家計向け火災保険の最上級商品「ホームピカイチ」など当社主力商品の拡販に努めたことや、前連結会計年度に実施された自動車損害賠償責任保険における政府再保険制度の廃止による影響が当中間連結会計期間にも及んだことなどから、正味収入保険料は7,002億円となり、これに資産運用収益などを加えた経常収益は1兆354億円となりました。また、営業費及び一般管理費の圧縮に努めたものの、正味支払保険金が増加したことなどから、経常費用は9,020億円となり、この結果、経常利益は1,334億円となりました。
- ② 生命保険事業におきましては、子会社である三井住友海上きらめき生命保険株式会社が業容の拡大に努め、個人保険・個人年金保険の保有契約高が伸びたことから、生命保険料は629億円、経常収益は670億円となりました。また、経常費用は678億円となり、この結果、経常損失は7億円となりました。

上記の経常利益に特別利益、特別損失、法人税及び住民税等、法人税等調整額並びに少数株主利益を加減した中間純利益は513億円増加し、808億円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、損害保険事業及び生命保険事業とも堅調であったことから、前中間連結会計期間より654億円増加して1,366億円となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは有価証券の売却等により239億円増加し△611億円となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは前中間連結会計期間より3億円増加して△113億円となりました。これらの結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物は前連結会計年度末より665億円増加して4,373億円となりました。

2 【保険引受の状況】

(1) 損害保険事業の状況

① 保険料及び保険金一覧表

	種目	正味収入保険料(百万円)	構成比(%)	対前年増減(△)率(%)	正味支払保険金(百万円)	構成比(%)	対前年増減(△)率(%)
前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	火災	84,126	12.84	91.44	24,754	8.03	91.27
	海上	27,157	4.14	70.96	12,594	4.08	42.34
	傷害	65,701	10.02	86.05	24,834	8.05	87.30
	自動車	300,225	45.81	88.74	163,615	53.05	77.60
	自動車損害賠償責任	70,625	10.78	169.61	30,004	9.73	94.47
	その他	107,561	16.41	86.22	52,621	17.06	81.23
	計	655,398	100.00	93.81	308,424	100.00	79.70
当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	火災	102,760	14.68	22.15	29,062	9.02	17.40
	海上	31,539	4.50	16.14	14,371	4.46	14.11
	傷害	65,513	9.36	△0.29	25,368	7.87	2.15
	自動車	292,431	41.76	△2.60	164,347	51.00	0.45
	自動車損害賠償責任	98,497	14.07	39.46	37,555	11.66	25.17
	その他	109,471	15.63	1.78	51,537	15.99	△2.06
	計	700,212	100.00	6.84	322,242	100.00	4.48

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 当社は平成13年10月1日を合併期日として住友海上火災保険株式会社と合併しておりますが、前中間連結会計期間における対前年増減率の基準となる計数は、三井海上火災保険株式会社の前々中間連結会計期間のものによっております。

② 元受正味保険料(含む収入積立保険料)

	種目	金額(百万円)	構成比(%)	対前年増減(△)率 (%)
前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	火災	135,933	15.74	115.05
	海上	35,211	4.08	82.80
	傷害	174,275	20.19	96.05
	自動車	301,028	34.87	90.38
	自動車損害賠償責任	100,954	11.69	112.78
	その他	115,953	13.43	96.91
	計 (うち収入積立保険料)	863,357 (147,750)	100.00 (17.11)	98.10 (110.09)
当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	火災	153,647	17.14	13.03
	海上	37,869	4.23	7.55
	傷害	200,076	22.32	14.80
	自動車	293,389	32.74	△2.54
	自動車損害賠償責任	91,452	10.20	△9.41
	その他	119,832	13.37	3.35
	計 (うち収入積立保険料)	896,267 (168,893)	100.00 (18.84)	3.81 (14.31)

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 元受正味保険料(含む収入積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。(積立型保険の積立保険料を含む。)

3 当社は平成13年10月1日を合併期日として住友海上火災保険株式会社と合併しておりますが、前中間連結会計期間における対前年増減率の基準となる計数は、三井海上火災保険株式会社の前々中間連結会計期間のものによっております。

(2) 生命保険事業の状況

① 保有契約高

	前中間連結会計期間末 (平成14年 9 月30日現在)		当中間連結会計期間末 (平成15年 9 月30日現在)	
	金額 (百万円)	対前年増減(△)率 (%)	金額 (百万円)	対前年増減(△)率 (%)
個人保険	4,705,498	155.18	5,252,174	11.62
個人年金保険	68,986	70.25	134,313	94.70
団体保険	2,249,126	104.71	1,950,914	△13.26
団体年金保険	—	—	—	—

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。

3 当社は平成13年10月1日を合併期日として住友海上火災保険株式会社と合併しておりますが、前中間連結会計期間末における対前年増減率の基準となる計数は、三井海上火災保険株式会社の前々中間連結会計期間末のものによっております。

② 新契約高

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)		
	新契約＋転換 による純増加 (百万円)	新契約 (百万円)	転換による 純増加 (百万円)	新契約＋転換 による純増加 (百万円)	新契約 (百万円)	転換による 純増加 (百万円)
個人保険	574,053	574,053	—	587,596	587,596	—
個人年金保険	4,355	4,355	—	56,661	56,661	—
団体保険	30,020	30,020	—	20,881	20,881	—
団体年金保険	—	—	—	—	—	—

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資であります。

(参考)提出会社の状況

(1) 保険引受利益

区分	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) (百万円)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) (百万円)	対前期増減(△)額 (百万円)
保険引受収益	804,735	851,386	46,651
保険引受費用	672,989	714,262	41,272
営業費及び一般管理費	101,998	100,453	△1,545
その他収支	△375	△720	△344
保険引受利益	29,371	35,951	6,579

(注) 1 営業費及び一般管理費は、中間損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。

2 その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などであります。

(2) 保険料及び保険金一覧表

期別	種目	正味収入保険料(百万円)	構成比(%)	対前期増減(△)率(%)	正味支払保険金(百万円)	構成比(%)	正味損害率(%)
前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	火災	81,330	13.13	98.06	23,521	7.96	31.05
	海上	24,600	3.97	71.96	10,914	3.70	47.46
	傷害	65,380	10.55	86.36	24,654	8.35	41.02
	自動車	292,445	47.20	90.77	159,234	53.91	60.24
	自動車損害賠償責任	70,625	11.40	169.61	30,004	10.16	49.61
	その他	85,198	13.75	77.99	47,011	15.92	58.20
	計	619,580	100.00	94.95	295,341	100.00	52.38
当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	火災	82,922	12.79	1.96	26,100	8.42	33.44
	海上	27,462	4.24	11.63	13,564	4.38	51.93
	傷害	65,115	10.05	△0.41	25,343	8.18	41.64
	自動車	285,374	44.02	△2.42	160,442	51.78	61.96
	自動車損害賠償責任	98,497	15.19	39.46	37,555	12.12	43.02
	その他	88,839	13.71	4.27	46,868	15.12	55.26
	計	648,211	100.00	4.62	309,875	100.00	52.05

(注) 当社は平成13年10月1日を合併期日として住友海上火災保険株式会社と合併しておりますが、前中間会計期間における対前期増減率の基準となる計数は、三井海上火災保険株式会社の前々中間会計期間のものによっております。

(3) ソルベンシー・マージン比率

	前中間会計期間末 (平成14年9月30日現在) (百万円)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日現在) (百万円)
(A) ソルベンシー・マージン総額	2,146,534	2,233,890
資本の部合計 (社外流出予定額、繰延資産及び その他有価証券評価差額金を除く)	601,440	667,887
価格変動準備金	20,292	9,694
異常危険準備金	484,427	500,214
一般貸倒引当金	11,170	5,725
その他有価証券の評価差額 (税効果控除前)	760,822	769,284
土地の含み損益	68,125	55,965
負債性資本調達手段等	—	—
控除項目	5,010	18,874
その他	205,266	243,991
(B) リスクの合計額 $\sqrt{R_1^2 + (R_2 + R_3)^2} + R_4 + R_5$	433,088	439,911
一般保険リスク (R_1)	68,624	70,843
予定利率リスク (R_2)	5,781	5,280
資産運用リスク (R_3)	253,405	240,946
経営管理リスク (R_4)	9,662	9,818
巨大災害リスク (R_5)	155,307	173,877
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	991.3%	1,015.6%

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

< ソルベンシー・マージン比率 >

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（上表の(B)）に対する「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」（すなわちソルベンシー・マージン総額：上表の(A)）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（上表の(C)）であります。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保険引受上の危険 : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険
(一般保険リスク) (巨大災害に係る危険を除く。)
 - ② 予定利率上の危険 : 積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回り
(予定利率リスク) を下回ることにより発生し得る危険
 - ③ 資産運用上の危険 : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することによ
(資産運用リスク) り発生し得る危険等
 - ④ 経営管理上の危険 : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外
(経営管理リスク) のもの
 - ⑤ 巨大災害に係る危険 : 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災等)により発生し得る危険
(巨大災害リスク)
- ・「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の資本、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつではありますが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、当中間連結会計期間において、重要な変更はありません。
- (2) 前連結会計年度末において計画中であった提出会社の夙川独身寮の土地・建物の売却については、平成15年4月28日に完了いたしました。
- (3) 当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画は以下のとおりであります。

新設

会社名 設備名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
提出会社 国立社宅	東京都国立市	損害保険事業	社宅新築	571	186	自己資金	平成15年6月	平成16年2月

(注) 上記金額は、消費税等を含んでおりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	3,000,000,000
計	3,000,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成15年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成15年12月24日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	1,479,894,005	1,479,907,478	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	—
計	1,479,894,005	1,479,907,478	—	—

(注) 「提出日現在発行数」には、平成15年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された転換社債の転換を含む。)により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、旧商法第341条ノ2の規定に基づき転換社債を発行しております。当該転換社債の残高、転換価格及び資本組入額は、次のとおりであります。

銘柄 (発行日)	平成15年9月30日現在			平成15年11月30日現在		
	転換社債の 残高(百万円)	転換価格 (円)	資本組入額 (円)	転換社債の 残高(百万円)	転換価格 (円)	資本組入額 (円)
第4回2号 無担保転換社債 (平成7年8月10日)	22,250	667.90	334	22,241	667.90	334

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成15年9月30日	—	1,479,894	—	128,476,371	—	81,991,918

(注) 平成15年10月1日から平成15年11月30日までの間に、新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された転換社債の転換を含む。)により、発行済株式総数が13千株、資本金が4,499千円、資本準備金が4,498千円増加しております。

(4) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	平成15年9月30日現在 発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン (常任代理人 みずほコーポレ ート銀行兜町証券決済業務室)	ウールゲート ハウス, コールマンスト リート ロンドン EC2P 2HD, 英国 (東京都中央区日本橋兜町6-7)	76,736	5.19
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	64,129	4.33
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	60,498	4.09
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 みずほコーポレ ート銀行兜町証券決済業務室)	P.O.BOX 351 ポストン マサチューセ ッツ 02101 米国 (東京都中央区日本橋兜町6-7)	59,915	4.05
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカ ウント (常任代理人 みずほコーポレ ート銀行兜町証券決済業務室)	ウールゲート ハウス, コールマンスト リート ロンドン EC2P 2HD, 英国 (東京都中央区日本橋兜町6-7)	33,007	2.23
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1-1-2	29,771	2.01
日本生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1-2-2 日本生命証券管理部内	29,597	2.00
メロン バンク トリーティー クライアンツ オムニバス (常任代理人 香港上海銀行 東京支店カスタディ業務部)	ワン ポストン プレイス ポストン, MA 02108 (東京都中央区日本橋3-11-1)	27,654	1.87
住友商事株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	23,958	1.62
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7-18-24	20,257	1.37
計		425,525	28.75

(注) 1 株式会社三井住友銀行の保有する株式29,771千株のうち9,264千株につきましては、同行が住友信託銀行株式会社に委託した信託財産として保有しているものであり、株式名義人は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再信託分 株式会社三井住友銀行退職給付信託口)となっておりますが、当該株式の議決権行使につきましては株式会社三井住友銀行が指図権を留保しております。

2 上記のほか当社保有の自己株式28,513千株(1.93%)があります。

3 キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー及びその関連会社4社から平成15年12月8日付で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、平成15年12月3日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
キャピタル・ガーディアン・トラスト・ カンパニー	57,590	3.89
キャピタル・インターナショナル・ リミテッド	24,488	1.65
キャピタル・インターナショナル・ インク	15,567	1.05
キャピタル・インターナショナル・ エス・エイ	3,047	0.21
キャピタル・リサーチ・アンド・ マネージメント・カンパニー	62,401	4.22
計	163,094	11.02

(注) 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合」は、平成15年12月3日現在の発行済株式総数(1,479,907千株)を使用して計算しております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成15年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 28,513,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,439,572,000	1,439,527	—
単元未満株式	普通株式 11,809,005	—	一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	1,479,894,005	—	—
総株主の議決権	—	1,439,527	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が45,000株含まれております。

なお、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数45個は、「議決権の数」欄に含まれておりません。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が180株及び当社所有の自己株式が18株含まれております。

② 【自己株式等】

平成15年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 三井住友海上火災保険株式 会社	東京都中央区新川二丁目27 番2号	28,513,000	—	28,513,000	1.93
計	—	28,513,000	—	28,513,000	1.93

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成15年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	562	567	565	643	726	847
最低(円)	507	518	522	557	573	690

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
専務取締役 専務執行役員 (代表取締役)	東京企業第一本部長兼金融営業推進本部長	専務取締役 専務執行役員 (代表取締役)	東京企業第一本部長	栗 岡 威	平成15年11月 1 日

(注) 当社は、執行役員制度を導入しております。

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの執行役員の異動は、上記のほか次のとおりであります。

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
専務執行役員	東京自動車本部長兼自動車営業推進本部長	専務執行役員	東京自動車本部長	相 田 秀 晃	平成15年11月 1 日

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)並びに同規則第48条及び第69条の規定に基づき「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)に準拠して作成しております。

なお、前中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び第57条に基づき「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)に準拠して作成しております。

なお、前中間会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)及び前中間会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表について、新日本監査法人及び朝日監査法人により中間監査を受けており、当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)及び当中間会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表について、あずさ監査法人及び朝日監査法人により中間監査を受けております。

なお、当社の会計監査人は次のとおり交代しております。

第86期中(連結・個別) 新日本監査法人及び朝日監査法人

第87期中(連結・個別) あずさ監査法人及び朝日監査法人

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

連結会計期間別		前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日現在)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日現在)		前連結会計年度末 (平成15年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金及び預貯金	※3	360,764	5.39	307,908	4.54	366,953	5.67
コールローン		10,000	0.15	86,000	1.27	5,000	0.08
買現先勘定		—	—	6,999	0.10	1,999	0.03
買入金銭債権		44,058	0.66	71,399	1.05	38,874	0.60
金銭の信託		38,458	0.57	29,155	0.43	26,803	0.41
有価証券	※3 ※4	4,772,703	71.24	4,828,527	71.13	4,542,021	70.12
貸付金	※2 ※7	732,717	10.94	741,635	10.92	727,462	11.23
不動産及び動産	※1 ※3	298,700	4.46	310,843	4.58	325,237	5.02
その他資産	※5	427,713	6.38	420,092	6.19	402,171	6.21
繰延税金資産		1,450	0.02	1	0.00	35,560	0.55
支払承諾見返	※6	36,803	0.55	10,032	0.15	25,519	0.39
貸倒引当金		△24,000	△0.36	△24,462	△0.36	△19,977	△0.31
投資損失引当金		△13	△0.00	△38	△0.00	△12	△0.00
資産の部合計		6,699,356	100.00	6,788,096	100.00	6,477,614	100.00

連結会計期間別		前中間連結会計期間末 (平成14年 9 月30日現在)		当中間連結会計期間末 (平成15年 9 月30日現在)		前連結会計年度末 (平成15年 3 月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
保険契約準備金		5,010,373	74.79	5,105,611	75.21	4,992,877	77.08
支払備金		(481,037)		(515,433)		(509,149)	
責任準備金等		(4,529,335)		(4,590,178)		(4,483,727)	
転換社債		85,098	1.27	22,250	0.33	22,250	0.34
その他負債	※3	184,639	2.76	223,559	3.29	210,868	3.25
退職給付引当金		160,014	2.39	148,522	2.19	152,203	2.35
賞与引当金		8,573	0.13	8,770	0.13	12,126	0.19
債権売却損失引当金		1,659	0.02	—	—	—	—
不動産投資損失引当金		1,220	0.02	1,220	0.02	1,220	0.02
日本国際博覧会出展引当金		—	—	35	0.00	—	—
特別法上の準備金		20,606	0.31	10,123	0.15	6,830	0.11
価格変動準備金		(20,606)		(10,123)		(6,830)	
繰延税金負債		38,428	0.57	33,560	0.49	7,483	0.12
支払承諾	※6	36,803	0.55	10,032	0.15	25,519	0.39
負債の部合計		5,547,418	82.81	5,563,687	81.96	5,431,379	83.85
(少数株主持分)							
少数株主持分		4,285	0.06	4,604	0.07	4,278	0.07
(資本の部)							
資本金		128,476	1.92	128,476	1.89	128,476	1.98
資本剰余金		81,991	1.23	81,993	1.21	81,991	1.27
利益剰余金		401,876	6.00	474,488	6.99	404,279	6.24
その他有価証券評価差額金		553,604	8.26	556,184	8.20	449,101	6.93
為替換算調整勘定		△6,438	△0.10	△5,228	△0.08	△5,922	△0.09
計		1,159,510	17.31	—	—	—	—
自己株式		△11,857	△0.18	△16,108	△0.24	△15,971	△0.25
資本の部合計		1,147,652	17.13	1,219,805	17.97	1,041,955	16.08
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		6,699,356	100.00	6,788,096	100.00	6,477,614	100.00

② 【中間連結損益計算書】

連結会計期間別		前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)	
科目	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
(経常損益の部)							
経常収益		950,274	100.00	1,101,471	100.00	1,920,379	100.00
保険引受収益		896,803	94.37	962,810	87.41	1,801,464	93.81
(うち正味収入保険料)		(655,398)		(700,212)		(1,303,946)	
(うち収入積立保険料)		(147,750)		(168,893)		(306,757)	
(うち積立保険料等運用益)		(33,062)		(30,508)		(65,442)	
(うち生命保険料)		(59,803)		(62,966)		(124,516)	
資産運用収益		51,682	5.44	137,738	12.51	115,418	6.01
(うち利息及び配当金収入)		(65,859)		(60,737)		(129,332)	
(うち有価証券売却益)		(16,310)		(98,829)		(47,143)	
(うち積立保険料等 運用益振替)		(△33,062)		(△30,508)		(△65,442)	
その他経常収益		1,787	0.19	922	0.08	3,495	0.18
経常費用		905,633	95.30	968,851	87.96	1,870,821	97.42
保険引受費用		756,164	79.57	812,162	73.74	1,537,363	80.06
(うち正味支払保険金)		(308,424)		(322,242)		(646,557)	
(うち損害調査費)	※1	(30,994)		(29,268)		(59,783)	
(うち諸手数料及び集金費)	※1	(116,988)		(118,445)		(228,342)	
(うち満期返戻金)		(228,626)		(215,335)		(538,281)	
(うち生命保険金等)		(9,043)		(9,111)		(16,871)	
(うち支払備金繰入額)		(590)		(7,095)		(28,939)	
(うち責任準備金等繰入額)		(60,358)		(109,585)		(17,503)	
資産運用費用		23,496	2.47	27,983	2.54	79,979	4.16
(うち有価証券売却損)		(1,725)		(20,911)		(17,252)	
(うち有価証券評価損)		(10,044)		(5,679)		(50,647)	
営業費及び一般管理費	※1	123,643	13.01	122,415	11.11	247,709	12.90
その他経常費用		2,329	0.25	6,290	0.57	5,769	0.30
経常利益		44,640	4.70	132,619	12.04	49,557	2.58
(特別損益の部)							
特別利益		3,123	0.33	1,701	0.16	21,854	1.14
特別法上の準備金戻入額		(56)		(—)		(13,832)	
価格変動準備金		((56))		((—))		((13,832))	
その他	※2	(3,067)		(1,701)		(8,022)	
特別損失		3,541	0.37	9,650	0.88	16,003	0.83
特別法上の準備金繰入額		(—)		(3,293)		(—)	
価格変動準備金		((—))		((3,293))		((—))	
その他	※3	(3,541)		(6,357)		(16,003)	
税金等調整前中間 (当期)純利益		44,222	4.66	124,671	11.32	55,408	2.89
法人税及び住民税等		21,828	2.30	41,944	3.81	34,846	1.81
法人税等調整額		△7,252	△0.76	1,575	0.14	△12,753	△0.66
少数株主利益		145	0.02	295	0.03	502	0.03
中間(当期)純利益		29,500	3.10	80,856	7.34	32,812	1.71

③ 【中間連結剰余金計算書】

連結会計期間別		前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
科目	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高		81,991	81,991	81,991
資本準備金期首残高		(81,991)	(—)	(81,991)
資本剰余金増加高		—	1	—
自己株式処分差益		(—)	(1)	(—)
資本剰余金中間期末 (期末)残高		81,991	81,993	81,991
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高		383,410	404,279	383,410
連結剰余金期首残高		(383,410)	(—)	(383,410)
利益剰余金増加高		29,500	81,175	32,812
中間(当期)純利益		(29,500)	(80,856)	(32,812)
連結子会社の減少に伴う 増加高		(—)	(319)	(—)
利益剰余金減少高		11,033	10,966	11,942
配当金		(10,949)	(10,886)	(10,949)
役員賞与	※ 1	(84)	(80)	(84)
連結子会社の会計処理の 変更に伴う減少高		(—)	(—)	(631)
連結子会社の減少に伴う 減少高		(—)	(—)	(277)
利益剰余金中間期末 (期末)残高		401,876	474,488	404,279

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

連結会計期間別		前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
科目	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間 (当期)純利益		44,222	124,671	55,408
減価償却費		11,213	9,708	22,549
連結調整勘定償却額		—	△74	318
支払備金の増加額		590	7,095	28,939
責任準備金等の増加額		59,745	108,890	15,633
貸倒引当金の増加額		△1,932	4,377	△6,000
投資損失引当金の増加額		4	25	3
退職給付引当金の増加額		△3,505	△3,710	△11,173
賞与引当金の増加額		△2,768	△3,353	940
債権売却損失引当金 の増加額		40	—	△1,619
日本国際博覧会出展 引当金の増加額		—	35	—
価格変動準備金の増加額		△56	3,293	△13,832
利息及び配当金収入		△65,859	△60,737	△129,332
有価証券関係損益(△)		△5,137	△72,501	18,969
支払利息		450	199	879
為替差損益(△)		△75	△1,112	△1,287
不動産動産関係損益(△)		△1,481	4,655	△636
持分法による投資損益(△)		104	660	546
不動産による保険金回収額		—	—	△24,196
その他資産(除く投資活動 関連、財務活動関連)の 増加額		△37,338	△16,330	△14,530
その他負債(除く投資活動 関連、財務活動関連)の 増加額		2,261	△3,776	6,691
その他		5,559	△6,714	5,291
小計		6,038	95,300	△46,438
利息及び配当金の受取額		70,200	66,046	137,046
利息の支払額		△41	△31	△889
法人税等の支払額		△5,031	△24,686	△13,839
営業活動による キャッシュ・フロー		71,165	136,629	75,878

連結会計期間別		前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
科目	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
預貯金の純増加額		△9,491	7,045	16,121
買入金銭債権 の取得による支出		△2,099	△2,500	△6,099
買入金銭債権 の売却・償還による収入		2,233	2,168	5,692
金銭の信託 の増加による支出		△2,000	—	△15,200
金銭の信託 の減少による収入		1,171	5	32,508
有価証券 の取得による支出		△388,105	△941,281	△730,143
有価証券 の売却・償還による収入		282,206	892,661	664,744
貸付けによる支出		△110,032	△107,467	△204,441
貸付金の回収による収入		139,812	93,288	239,115
その他		694	△366	3,147
II①小計		△85,610	△56,445	5,446
(I + II①)		(△14,444)	(80,183)	(81,325)
不動産及び動産 の取得による支出		△2,888	△4,441	△10,239
不動産及び動産 の売却による収入		4,161	4,518	6,040
その他		△765	△4,756	966
投資活動による キャッシュ・フロー		△85,102	△61,124	2,213
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
転換社債の償還による支出		—	—	△62,848
自己株式の取得による支出		△254	△149	△4,368
配当金の支払額		△10,949	△10,886	△10,949
少数株主への 配当金の支払額		△175	△178	△549
その他		△263	△112	△124
財務活動による キャッシュ・フロー		△11,642	△11,326	△78,840
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額		△1,195	2,587	919
V 現金及び現金同等物 の増加額		△26,775	66,766	172
VI 現金及び現金同等物 期首残高		372,383	370,775	372,383
VII 連結除外に伴う現金 及び現金同等物の減少額		—	△190	△1,780
VIII 現金及び現金同等物 中間期末(期末)残高		345,608	437,350	370,775

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社数 26社 主な会社名 三井住友海上きらめき 生命保険株式会社 三井住友海上アセット マネジメント株式会社 Mitsui Sumitomo Insurance Group Holdings(USA), Inc. Mitsui Sumitomo Insurance Company (Europe), Limited Mitsui Sumitomo Insurance (Singapore) Pte Ltd. (2) 非連結子会社 主な会社名 三井住友海上損害調査 株式会社 三井住友海上スタッフ サービス株式会社 非連結子会社とした会 社は、その総資産、経常 収益、中間純損益のうち 持分に見合う額及び利益 剰余金のうち持分に見合 う額等からみて、企業集 団の財政状態及び経営成 績に関する合理的な判断 を妨げない程度に重要性 の乏しい会社でありま す。 (3) 三井住友海上シティイ ンシュアランス生命保険 株式会社の議決権の51% を所有しておりますが、 同社は他の会社との共同 支配の実態にある合弁会 社であるため、子会社と しておりません。	(1) 連結子会社数 24社 主な会社名 三井住友海上きらめき 生命保険株式会社 Mitsui Sumitomo Insurance Group Holdings(USA), Inc. Mitsui Sumitomo Insurance Company (Europe), Limited Mitsui Sumitomo Insurance (Singapore) Pte Ltd. なお、P.T. Asuransi Sumitomo Marine and Poolは、当中間連結会計 期間中に清算手続きを開 始したことにより、重要 性がなくなったため、連 結の範囲から除外してお ります。 (2) 非連結子会社 同左 (3) 同左	(1) 連結子会社数 25社 主な会社名 三井住友海上きらめき 生命保険株式会社 Mitsui Sumitomo Insurance Group Holdings(USA), Inc. Mitsui Sumitomo Insurance Company (Europe), Limited Mitsui Sumitomo Insurance (Singapore) Pte Ltd. なお、連結子会社であ った三井住友海上アセッ トマネジメント株式会社 は、三井生命グローバル アセットマネジメント株 式会社、住友ライフ・イ ンベストメント株式会 社、スミセイグローバル 投信株式会社及びさくら 投信投資顧問株式会社と 合併・解散したことに伴 い、当連結会計年度から 連結の範囲から除外して おります。 (2) 非連結子会社 主な会社名 三井住友海上損害調査 株式会社 三井住友海上スタッフ サービス株式会社 非連結子会社とした会 社は、その総資産、経常 収益、当期純損益のうち 持分に見合う額及び利益 剰余金のうち持分に見合 う額等からみて、企業集 団の財政状態及び経営成 績に関する合理的な判断 を妨げない程度に重要性 の乏しい会社でありま す。 (3) 同左

項目	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の関連会社数 1社 会社名 三井住友海上シティインシュアランス生命保険株式会社 三井住友海上シティインシュアランス生命保険株式会社は新たに関連会社となったことから、当中間連結会計期間から持分法適用の関連会社を含めております。 (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社(三井住友海上スタッフサービス株式会社、BPI/MS Insurance Corporation他)については、それぞれ中間連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。	(1) 持分法適用の関連会社数 2社 会社名 三井住友海上シティインシュアランス生命保険株式会社 三井住友アセットマネジメント株式会社 (2) 同左	(1) 持分法適用の関連会社数 2社 会社名 三井住友海上シティインシュアランス生命保険株式会社 三井住友アセットマネジメント株式会社 三井住友海上シティインシュアランス生命保険株式会社及び三井住友アセットマネジメント株式会社は新たに関連会社となったことから、当連結会計年度から持分法適用の関連会社を含めております。 (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社(三井住友海上スタッフサービス株式会社、BPI/MS Insurance Corporation他)については、それぞれ連結純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。
3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	連結子会社のうち、Mitsui Sumitomo Insurance Group Holdings (USA), Inc. 他22社の中間決算日は6月30日ありますが、決算日の差異が3カ月を超えていないため、本中間連結財務諸表の作成に当たっては、同日現在の中間財務諸表を使用しております。 なお、中間連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。	連結子会社のうち、Mitsui Sumitomo Insurance Group Holdings (USA), Inc. 他21社の中間決算日は6月30日ありますが、決算日の差異が3カ月を超えていないため、本中間連結財務諸表の作成に当たっては、同日現在の中間財務諸表を使用しております。 なお、中間連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。	連結子会社のうち、Mitsui Sumitomo Insurance Group Holdings (USA), Inc. 他22社の決算日は12月31日ありますが、決算日の差異が3カ月を超えていないため、本連結財務諸表の作成に当たっては、同日現在の決算財務諸表を使用しております。 なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
4 会計処理基準に関する事項	(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 提出会社及び国内連結子会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。 ① 売買目的有価証券の評価は、時価法によっております。なお、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。 ② 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。 ③ 持分法を適用していない非連結子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。 ④ その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。 ⑤ その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法によっております。 ⑥ 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。 在外連結子会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は主に時価法によっております。	(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 提出会社及び国内連結子会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。 ① 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。 ② 持分法を適用していない非連結子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。 ③ その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。 ④ その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法によっております。 ⑤ 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。 在外連結子会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は主に時価法によっております。	(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 提出会社及び国内連結子会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。 ① 売買目的有価証券の評価は、時価法によっております。なお、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。 ② 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。 ③ 持分法を適用していない非連結子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。 ④ その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。 ⑤ その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法によっております。 ⑥ 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。 在外連結子会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は主に時価法によっております。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。 ただし、為替予約等の振当処理の適用要件を満たすものについて振当処理を、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものについて特例処理を適用しております。 (3) 不動産及び動産の減価償却の方法 提出会社及び国内連結子会社の不動産及び動産の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。 在外連結子会社の不動産及び動産の減価償却は、主に定額法により行っております。	(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左 (3) 不動産及び動産の減価償却の方法 提出会社及び国内連結子会社の不動産及び動産の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。 なお、保険金回収のため取得し、売却予定である不動産については、低価法によって評価しており、減価償却は行っておりません。 在外連結子会社の不動産及び動産の減価償却は、主に定額法により行っております。	(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左 (追加情報) クレジットデリバティブ取引につきましては、前連結会計年度までは債務保証に準じて処理しておりましたが、当連結会計年度から合理的な価額が算出可能となったことから、当該価額をもって連結貸借対照表に計上しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益及び税金等調整前当期純利益は6,824百万円減少しております。また、支払承諾見返及び支払承諾は533,126百万円減少しております。 (3) 不動産及び動産の減価償却の方法 同左

項目	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
	(4) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 提出会社及び生命保険連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。 また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。	(4) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 同左	(4) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 同左

項目	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
	その他の国内連結子会社は、提出会社に準じた資産の自己査定基準に基づき、資産査定を実施し、その査定結果に基づいて必要額を引き当てております。 在外連結子会社は、主に個別の債権について回収可能性を検討し、貸倒見積額を計上しております。 ② 投資損失引当金 提出会社は、有価証券等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、資産の自己査定結果に基づき必要と認められる額を引き当てております。 ③ 退職給付引当金 提出会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 提出会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。 提出会社の数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。 その他の連結子会社は、退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しております。	② 投資損失引当金 同左 ③ 退職給付引当金 同左	② 投資損失引当金 同左 ③ 退職給付引当金 提出会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 提出会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により費用処理しております。 提出会社の数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。 その他の連結子会社は、退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しております。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	④ 賞与引当金 提出会社及び連結子会社は、従業員の賞与に充てるため、中間連結会計期間末における支給見込額を基準に計上しております。 ⑤ 債権売却損失引当金 提出会社は、株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値の下落等により将来発生する可能性のある損失に備えるため、中間連結会計期間末における損失見込額を計上しております。 ⑥ 不動産投資損失引当金 提出会社は、不動産投資関連取引に関して将来発生する可能性のある損失に備えるため、中間連結会計期間末における損失見積額を計上しております。	(追加情報) 提出会社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年4月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を得ております。 当中間連結会計期間末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は約495億円であり、当該返還相当額(最低責任準備金)の支払が当中間連結会計期間末日に行われたと仮定して、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第44-2項を適用した場合に生じる損益の見込額は約380億円(特別利益)であります。 ④ 賞与引当金 同左 ⑤ 不動産投資損失引当金 同左	④ 賞与引当金 提出会社及び連結子会社は、従業員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。 ⑤ 不動産投資損失引当金 提出会社は、不動産投資関連取引に関して将来発生する可能性のある損失に備えるため、期末における損失見積額を計上しております。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
	⑦ 価格変動準備金 提出会社及び生命保険連結子会社は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。 (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。 (6) 消費税等の処理方法 提出会社及び国内連結子会社の消費税等の会計処理は主に税抜方式によっております。ただし、提出会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。	⑥ 日本国際博覧会出展引当金 提出会社は、平成17年 3 月25日から開催される日本国際博覧会の出展費用に充てるため、出展契約に基づく総出展費用見込額を期間配分方式により計上しております。 ⑦ 価格変動準備金 同左 (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 同左 (6) 消費税等の処理方法 同左	⑥ 価格変動準備金 同左 (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。 (6) 消費税等の処理方法 同左

項目	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
	(7) 重要なリース取引の処理方法 提出会社及び国内連結子会社におけるリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 (8) 重要なヘッジ会計の方法 提出会社は、株式の保有に係る株価変動リスクをヘッジする目的で実施する株式オプション取引については繰延ヘッジを適用しております。また、金利変動に伴う貸付金及び債券のキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジする目的で実施する金利スワップ取引については、繰延ヘッジ又は金利スワップの特例処理を適用しております。 なお、ヘッジの有効性については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなもの及び金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジ有効性の判定は省略しております。	(7) 重要なリース取引の処理方法 同左 (8) 重要なヘッジ会計の方法 提出会社は、株式の保有に係る株価変動リスクをヘッジする目的で実施する株式オプション取引については繰延ヘッジを適用しております。また、為替変動に伴う外貨建債券のキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジする目的で実施する、通貨スワップ取引については繰延ヘッジを適用し、為替予約取引の一部については時価ヘッジを適用しております。また、金利変動に伴う貸付金及び債券のキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジする目的で実施する金利スワップ取引については、繰延ヘッジ又は金利スワップの特例処理を適用しております。 なお、ヘッジの有効性については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを四半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなもの及び金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジ有効性の判定は省略しております。	(7) 重要なリース取引の処理方法 同左 (8) 重要なヘッジ会計の方法 提出会社は、株式の保有に係る株価変動リスクをヘッジする目的で実施する株式オプション取引及び為替変動に伴う外貨建債券のキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジする目的で実施する通貨スワップ取引については繰延ヘッジを適用しております。また、金利変動に伴う貸付金及び債券のキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジする目的で実施する金利スワップ取引については、繰延ヘッジ又は金利スワップの特例処理を適用しております。 なお、ヘッジの有効性については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなもの及び金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
	(9) 税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当連結会計年度において予定している利益処分方式による海外投資等損失準備金、特別償却準備金及び圧縮記帳積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。 (10) 保険業法第113条繰延資産の処理方法 保険業法第113条繰延資産の償却額の計算は法令及び生命保険連結子会社の定款の規定に基づき行っております。	(9) 税効果会計に関する事項 同左 (10) 保険業法第113条繰延資産の処理方法 同左	(9) 保険業法第113条繰延資産の処理方法 同左 (10) 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準によっております。これによる当連結会計年度の損益に与える影響はありません。 なお、連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の資本の部及び連結剰余金計算書については、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。 (11) 1株当たり情報 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針によっております。 なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3カ月以内の定期預金等の短期投資からなっております。	同左	(12)保険料計上基準 在外連結子会社である Mitsui Sumitomo Reinsurance Limited は、当連結会計年度から保険料の計上基準を「発生基準」から「勘定書到着基準」に変更しております。 この変更は、再保険会社である同社が引受を行う再保険契約の増加に伴い、個別に保険料を見積もることが困難となったことから、計上すべき保険料等が明示された勘定書の到着時点をもって保険料を計上することが同社の実態をより適正に表すと判断したために行ったものであります。 この結果、従来の方法に比較して、正味収入保険料は357百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益は42百万円増加しております。 セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。 また、現地会計基準では会計処理の変更が過年度に遡及して修正されるため、当該修正に伴う利益剰余金期首残高の減少を連結剰余金計算書において「連結子会社の会計処理の変更に伴う減少高」として表示しております。 なお、当該変更は下期において「勘定書到着基準」への変更に必要な情報が確定したために実施したものであり、当中間連結会計期間は従来の方法によっております。 従って、当中間連結会計期間は、変更後の方法によった場合に比べて、正味収入保険料は222百万円、経常利益及び税金等調整前中間純利益は336百万円少なく計上されております。 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3カ月以内の定期預金等の短期投資からなっております。

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)
	当中間連結会計期間から、保険業法施行規則の改正により中間連結貸借対照表の様式を改訂し、資本の部の小計金額の表示を廃止しております。

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
1 クレジットデリバティブ取引につきましては、前連結会計年度までは債務保証に準じて処理しておりましたが、当中間連結会計期間から合理的な価額が算出可能となったことから、当該価額をもって中間連結貸借対照表に計上しております。この結果、従来の方によった場合と比較して、経常利益及び税金等調整前中間純利益は7,470百万円減少しております。また、支払承諾見返及び支払承諾は509,782百万円減少しております。 2 当中間連結会計期間から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)を適用しております。これによる当中間連結会計期間の損益に与える影響はありません。 なお、中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の資本の部及び中間連結剰余金計算書については、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。		

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日現在)
※1 不動産及び動産の減価償却累計額は278,518百万円、圧縮記帳額は23,043百万円であります。 ※2 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は59百万円、延滞債権額は14,644百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。 (2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は860百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は19,234百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。	※1 不動産及び動産の減価償却累計額は290,988百万円、圧縮記帳額は22,252百万円であります。 ※2 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は319百万円、延滞債権額は20,887百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。 (2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は965百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は8,709百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。	※1 不動産及び動産の減価償却累計額は284,932百万円、圧縮記帳額は22,822百万円であります。 ※2 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は78百万円、延滞債権額は9,561百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。 (2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は692百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は21,866百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日現在)
(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は34,799百万円であります。 ※3 担保に供している資産は有価証券10,541百万円であります。これは、その他負債に含まれる預り金125百万円の担保のほか、海外営業のための供託資産等として差し入れているものであります。 ※4 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが90,662百万円含まれております。 ※5 その他資産には、保険業法第113条繰延資産1,389百万円が含まれております。 ※7 貸出コミットメント契約に係る融資未実行残高は530百万円であります。	(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は30,881百万円であります。 ※3 担保に供している資産は預貯金193百万円、有価証券42,709百万円及び不動産12,097百万円であります。これは、特別目的会社の借入金7,462百万円の担保のほか、海外営業のための供託として差し入れているもの等であります。 ※4 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが58,973百万円含まれております。 ※5 その他資産には、保険業法第113条繰延資産992百万円が含まれております。 ※6 リミテッド・パートナーシップが行う取引の履行に関して保証を行っております。なお、当該取引の中間連結会計期間末時点での現在価値の合計額は△205,698百万円ですが、担保等を考慮した場合の実質保証額が無い場合、支払承諾見返及び支払承諾には計上しておりません。 ※7 貸出コミットメント契約に係る融資未実行残高は2,031百万円であります。	(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は32,199百万円であります。 ※3 担保に供している資産は有価証券25,286百万円、不動産及び動産14,168百万円であります。これは、特別目的会社等の借入金9,104百万円の担保のほか、海外営業のための供託資産として差し入れているもの等であります。 ※4 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが63,323百万円含まれております。 ※5 その他資産には、保険業法第113条繰延資産1,190百万円が含まれております。 ※6 リミテッド・パートナーシップが行う取引の履行に関して保証を行っております。なお、当該取引の期末時点での現在価値の合計額は△215,688百万円ですが、担保等を考慮した場合の実質保証額が無い場合、支払承諾見返及び支払承諾には計上しておりません。 ※7 貸出コミットメント契約に係る融資未実行残高は1,903百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
※1 事業費の主な内訳は次のとおりであります。 代理店手数料等 118,813百万円 給与 56,825百万円 なお、事業費は中間連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。 ※2 特別利益のその他は、不動産動産処分益2,982百万円及び貸倒引当金戻入額84百万円であります。 ※3 特別損失のその他は、提出会社及び国内連結子会社の合併に係る諸費用1,737百万円、時価の著しい下落による土地及び建物の評価損1,013百万円並びに不動産動産処分損790百万円あります。	※1 事業費の主な内訳は次のとおりであります。 代理店手数料等 116,153百万円 給与 55,606百万円 なお、事業費は中間連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。 ※2 特別利益のその他は、不動産動産処分益であります。 ※3 特別損失のその他は、低価法による土地及び建物の評価損4,894百万円、不動産動産処分損1,403百万円並びに時価の著しい下落による土地及び建物の評価損59百万円あります。	※1 事業費の主な内訳は次のとおりであります。 代理店手数料等 230,695百万円 給与 118,964百万円 連結調整勘定償却額 327百万円 なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。 ※2 特別利益のその他は、不動産動産処分益4,425百万円及び貸倒引当金戻入額3,596百万円あります。 ※3 特別損失のその他は、合併に係る諸費用7,726百万円、再就職支援制度に係る割増退職金等に関連する費用4,491百万円、不動産動産処分損2,570百万円並びに時価の著しい下落による土地及び建物の評価損1,215百万円あります。

(中間連結剰余金計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
※1 役員賞与はすべて取締役に対するものであります。	※1 同左	※1 同左

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
1 現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間連結貸借対照表に掲 記されている科目の金額との関 係 (平成14年 9 月30日現在) 現金及び預貯金 360,764百万円 コールローン 10,000百万円 買入金銭債権 44,058百万円 預入期間が 3 カ月 を超える定期預金 △66,487百万円 現金同等物以外の 買入金銭債権 △3,272百万円 現金同等物に 含まれる有価証券 545百万円 現金及び 現金同等物 345,608百万円	1 現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間連結貸借対照表に掲 記されている科目の金額との関 係 (平成15年 9 月30日現在) 現金及び預貯金 307,908百万円 コールローン 86,000百万円 買現先勘定 6,999百万円 買入金銭債権 71,399百万円 金銭の信託 29,155百万円 預入期間が 3 カ月 を超える定期預金 △33,333百万円 現金同等物以外の 買入金銭債権 △4,108百万円 現金同等物以外の 金銭の信託 △26,669百万円 現金及び 現金同等物 437,350百万円	1 現金及び現金同等物の期末残高 と連結貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係 (平成15年 3 月31日現在) 現金及び預貯金 366,953百万円 コールローン 5,000百万円 買現先勘定 1,999百万円 買入金銭債権 38,874百万円 金銭の信託 26,803百万円 預入期間が 3 カ月 を超える定期預金 △40,754百万円 現金同等物以外の 買入金銭債権 △3,810百万円 現金同等物以外の 金銭の信託 △24,291百万円 現金及び 現金同等物 370,775百万円
2 投資活動によるキャッシュ・フ ローには、保険事業に係る資産 運用業務から生じるキャッシ ュ・フローを含んでおります。	2 同左	2 同左

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)																														
1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当 額、減価償却累計額相当額及 び中間期末残高相当額	1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当 額、減価償却累計額相当額及 び中間期末残高相当額	1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当 額、減価償却累計額相当額及 び期末残高相当額																														
<table><tr><th></th><th>取得 価額 相当額 (百万円)</th><th>減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th><th>中間期末 残高 相当額 (百万円)</th></tr><tr><td>動産</td><td>2,742</td><td>2,317</td><td>424</td></tr></table>		取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)	動産	2,742	2,317	424	<table><tr><th></th><th>取得 価額 相当額 (百万円)</th><th>減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th><th>中間期末 残高 相当額 (百万円)</th></tr><tr><td>動産</td><td>763</td><td>638</td><td>124</td></tr></table>		取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)	動産	763	638	124	<table><tr><th></th><th>取得 価額 相当額 (百万円)</th><th>減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th><th>期末残高 相当額 (百万円)</th></tr><tr><td>動産</td><td>1,405</td><td>1,162</td><td>243</td></tr></table>		取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	動産	1,405	1,162	243						
	取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)																													
動産	2,742	2,317	424																													
	取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)																													
動産	763	638	124																													
	取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																													
動産	1,405	1,162	243																													
なお、取得価額相当額は未経過リース料中間期末残高が不動産及び動産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 (2) 未経過リース料中間期末残高相当額 <table><tr><td>1年内</td><td>303百万円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>121百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>424百万円</td></tr></table> なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が不動産及び動産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 <table><tr><td>支払リース料</td><td>292百万円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>292百万円</td></tr></table> (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	1年内	303百万円	1年超	121百万円	合計	424百万円	支払リース料	292百万円	減価償却費相当額	292百万円	同左 (2) 未経過リース料中間期末残高相当額 <table><tr><td>1年内</td><td>101百万円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>23百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>124百万円</td></tr></table> 同左 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 <table><tr><td>支払リース料</td><td>123百万円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>123百万円</td></tr></table> (4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	1年内	101百万円	1年超	23百万円	合計	124百万円	支払リース料	123百万円	減価償却費相当額	123百万円	なお、取得価額相当額は未経過リース料期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 (2) 未経過リース料期末残高相当額 <table><tr><td>1年内</td><td>196百万円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>46百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>243百万円</td></tr></table> なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 <table><tr><td>支払リース料</td><td>473百万円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>473百万円</td></tr></table> (4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	1年内	196百万円	1年超	46百万円	合計	243百万円	支払リース料	473百万円	減価償却費相当額	473百万円
1年内	303百万円																															
1年超	121百万円																															
合計	424百万円																															
支払リース料	292百万円																															
減価償却費相当額	292百万円																															
1年内	101百万円																															
1年超	23百万円																															
合計	124百万円																															
支払リース料	123百万円																															
減価償却費相当額	123百万円																															
1年内	196百万円																															
1年超	46百万円																															
合計	243百万円																															
支払リース料	473百万円																															
減価償却費相当額	473百万円																															
2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料	2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料	2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料																														
<table><tr><td>1年内</td><td>595百万円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>1,244百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>1,840百万円</td></tr></table>	1年内	595百万円	1年超	1,244百万円	合計	1,840百万円	<table><tr><td>1年内</td><td>635百万円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>1,078百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>1,713百万円</td></tr></table>	1年内	635百万円	1年超	1,078百万円	合計	1,713百万円	<table><tr><td>1年内</td><td>707百万円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>707百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>1,415百万円</td></tr></table>	1年内	707百万円	1年超	707百万円	合計	1,415百万円												
1年内	595百万円																															
1年超	1,244百万円																															
合計	1,840百万円																															
1年内	635百万円																															
1年超	1,078百万円																															
合計	1,713百万円																															
1年内	707百万円																															
1年超	707百万円																															
合計	1,415百万円																															

(有価証券関係)

有価証券

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

種類	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成15年3月31日現在)		
	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	50	50	0	444	435	△8	—	—	—
外国証券	4,024	4,458	433	3,767	3,827	60	3,033	3,103	70
合計	4,074	4,508	433	4,211	4,263	51	3,033	3,103	70

2 その他有価証券で時価のあるもの

種類	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成15年3月31日現在)		
	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	2,098,921	2,184,032	85,110	2,157,476	2,203,572	46,095	2,090,592	2,197,835	107,242
株式	917,760	1,609,150	691,390	753,287	1,506,733	753,445	855,358	1,356,803	501,444
外国証券	750,872	837,887	87,014	855,913	918,134	62,220	730,929	822,169	91,240
その他	32,320	31,569	△750	82,071	86,536	4,464	64,714	63,920	△794
合計	3,799,875	4,662,640	862,765	3,848,749	4,714,976	866,226	3,741,594	4,440,728	699,133

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日現在)
その他有価証券で時価のあるものについて8,678百万円減損処理を行っております。 なお、提出会社及び国内連結子会社は、当該有価証券の減損に当たっては、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄については、時価が回復する見込みがあると認められる場合を除き減損処理を行っております。	その他有価証券で時価のあるものについて4,370百万円減損処理を行っております。 なお、提出会社及び国内連結子会社は、当該有価証券の減損に当たっては、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄については、時価が回復する見込みがあると認められる場合を除き減損処理を行っております。	その他有価証券で時価のあるものについて48,571百万円減損処理を行っております。 なお、提出会社及び国内連結子会社は、当該有価証券の減損に当たっては、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄については、時価が回復する見込みがあると認められる場合を除き減損処理を行っております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日現在)
(1) 満期保有目的の債券 外国証券 376百万円 その他 88,407百万円 (注) 中間連結貸借対照表において現金及び預貯金として処理されている譲渡性預金並びに買入金銭債権として処理されているコマーシャルペーパーを「その他」に含めております。 (2) その他有価証券 公社債 4,953百万円 株式 41,902百万円 外国証券 37,300百万円 その他 4,963百万円 (注) 中間連結貸借対照表において買入金銭債権として処理されている貸付債権信託受益権を「その他」に含めております。	(1) 満期保有目的の債券 外国証券 5百万円 その他 94,051百万円 (注) 中間連結貸借対照表において現金及び預貯金として処理されている譲渡性預金並びに買入金銭債権として処理されているコマーシャルペーパーを「その他」に含めております。 (2) その他有価証券 公社債 5,911百万円 株式 42,170百万円 外国証券 25,416百万円 その他 9,319百万円 (注) 中間連結貸借対照表において買入金銭債権として処理されている貸付債権信託受益権を「その他」に含めております。	(1) 満期保有目的の債券 外国証券 306百万円 その他 83,152百万円 (注) 連結貸借対照表において現金及び預貯金として処理されている譲渡性預金並びに買入金銭債権として処理されているコマーシャルペーパーを「その他」に含めております。 (2) その他有価証券 公社債 5,535百万円 株式 41,251百万円 外国証券 24,079百万円 その他 6,086百万円 (注) 連結貸借対照表において買入金銭債権として処理されている貸付債権信託受益権を「その他」に含めております。

(金銭の信託関係)

金銭の信託

1 満期保有目的の金銭の信託

該当事項ありません。

2 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日現在)
時価評価する単独運用の金銭の信託はありません。 取得原価をもって中間連結貸借対照表に計上している合同運用の金銭の信託が97百万円あります。	時価評価する単独運用の金銭の信託はありません。 取得原価をもって中間連結貸借対照表に計上している合同運用の金銭の信託が2,485百万円あります。	時価評価する単独運用の金銭の信託はありません。 取得原価をもって連結貸借対照表に計上している合同運用の金銭の信託が2,512百万円あります。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成15年3月31日現在)		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引									
	売建	26,855	27,251	△396	24,634	23,372	1,262	—	—	—
	買建	3,678	3,676	△2	461	444	△16	—	—	—
	通貨オプション取引									
	売建	3,492 (19)	1	18	— (—)	—	—	— (—)	—	—
金利	買建	3,472 (36)	2	△34	— (—)	—	—	— (—)	—	—
	金利オプション取引									
	売建	19,720 (251)	102	148	9,300 (226)	61	164	9,500 (228)	26	202
	買建	13,500 (223)	101	△122	3,500 (198)	69	△129	3,500 (198)	25	△173
	金利スワップ取引	52,655	192	192	46,969	133	133	51,074	222	222
株式	株価指数オプション取引									
	売建	450 (10)	6	4	— (—)	—	—	— (—)	—	—
	買建	— (—)	—	—	33 (0)	0	△0	— (—)	—	—

対象物の種類	取引の種類	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成15年3月31日現在)		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
債券	債券先物取引 売建	280	280	△0	—	—	—	—	—	—
	債券店頭オプション取引 売建	9,333 (17)	3	14	— (—)	—	—	2,953 (7)	—	7
信用	クレジット デリバティブ取引 売建	533,076	△7,772	△7,772	538,143	△2,312	△2,312	561,964	△7,391	△7,391
	買建	23,294	77	77	24,137	△86	△86	22,838	60	60
その他	天候デリバティブ取引 売建	30 (24)	20	3	1,291 (32)	41	28	16 (25)	21	4
	買建	1 (2)	2	0	1,138 (20)	11	△8	0 (0)	1	0
	その他	—	408	408	—	135	135	—	70	70
	自然災害 デリバティブ取引 売建	170 (10)	7	2	970 (18)	11	6	280 (14)	9	4
	経済指標 デリバティブ取引 売建	0 (21)	—	21	— (—)	—	—	0 (3)	3	—
	その他	—	—	—	10	1	1	—	—	—
	売建	— (—)	—	—	— (3)	—	—	— (—)	—	—
	合計	690,010	24,365	△7,436	650,588	21,885	△818	652,128	△6,952	△6,991

(注) 1 括弧内の数値はオプションプレミアムであります。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

3 従来、その他(対象物の種類)の契約額等は取引の計算基礎額を記載しておりましたが、当中間連結会計期間末より最大支払額を記載しております。

4 経済指標デリバティブ取引は、当中間連結会計期間末よりその他(取引の種類)に含めております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益及び経常損益					
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	886,052	64,600	950,652	(378)	950,274
(2) セグメント間の内部 経常収益	895	—	895	(895)	—
計	886,947	64,600	951,547	(1,273)	950,274
経常費用	842,354	64,552	906,907	(1,273)	905,633
経常利益	44,592	48	44,640	—	44,640

(注) 1 事業区分は、提出会社及び連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。

2 各事業区分の主要な事業内容

損害保険事業…損害保険引受業務及び資産運用業務

生命保険事業…生命保険引受業務及び資産運用業務

3 当中間連結会計期間における外部顧客に対する経常収益の消去欄の金額は、生命保険事業セグメントに係る経常収益のうちの支払備金戻入額を中間連結損益計算書上は支払備金繰入額に含めて表示したことによる振替額であります。

当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益及び経常損益					
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,034,430	67,041	1,101,471	—	1,101,471
(2) セグメント間の内部 経常収益	986	—	986	(986)	—
計	1,035,416	67,041	1,102,457	(986)	1,101,471
経常費用	902,013	67,824	969,838	(986)	968,851
経常利益又は経常損失(△)	133,402	△782	132,619	—	132,619

(注) 1 事業区分は、提出会社及び連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。

2 各事業区分の主要な事業内容

損害保険事業…損害保険引受業務及び資産運用業務

生命保険事業…生命保険引受業務及び資産運用業務

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益及び経常損益					
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,857,644	133,056	1,990,701	(70,321)	1,920,379
(2) セグメント間の内部 経常収益	1,844	—	1,844	(1,844)	—
計	1,859,488	133,056	1,992,545	(72,166)	1,920,379
経常費用	1,809,384	133,603	1,942,988	(72,166)	1,870,821
経常利益又は経常損失(△)	50,104	△547	49,557	—	49,557

(注) 1 事業区分は、提出会社及び連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。

2 各事業区分の主要な事業内容

損害保険事業…損害保険引受業務及び資産運用業務

生命保険事業…生命保険引受業務及び資産運用業務

3 当連結会計年度における外部顧客に対する経常収益の消去欄の金額は、損害保険事業セグメントに係る経常収益のうちの責任準備金等戻入額を連結損益計算書上は責任準備金等繰入額に含めて表示したことによる振替額であります。

4 在外連結子会社であるMitsui Sumitomo Reinsurance Limitedは、当連結会計年度から保険料の計上基準を「発生基準」から「勘定書到着基準」に変更しております。

この結果、従来の方法に比較して、損害保険事業の経常収益は357百万円、経常利益は42百万円増加しております。

なお、当該変更は下期において実施したものであり、当中間連結会計期間は従来の方法によっております。従って、当中間連結会計期間は、変更後の方法によった場合に比べて、損害保険事業の経常収益は222百万円、経常利益は336百万円少なく計上されております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

同上

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

海外売上高(経常収益)が、連結売上高(経常収益)の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

同上

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

同上

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間		当中間連結会計期間		前連結会計年度	
1株当たり純資産額	786.29円	1株当たり純資産額	840.44円	1株当たり純資産額	717.74円
1株当たり中間純利益	20.20円	1株当たり中間純利益	55.70円	1株当たり当期純利益	22.46円
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	19.00円	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	54.51円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	21.35円
(追加情報)				当連結会計年度から「1株当たり 当期純利益に関する会計基準」(企 業会計基準第2号)及び「1株当 たり当期純利益に関する会計基準の適 用指針」(企業会計基準適用指針第 4号)を適用しております。なお、 同会計基準及び適用指針を前連結会 計年度に適用した場合の1株当たり 情報については、以下のとおりとな ります。	
当中間連結会計期間から「1株当 たり当期純利益に関する会計基準」 (企業会計基準第2号)及び「1株当 たり当期純利益に関する会計基準の適 用指針」(企業会計基準適用指針第 4号)を適用しております。な お、同会計基準及び適用指針を前中 間連結会計期間及び前連結会計年度 に適用して算定した場合の1株当た り情報については、それぞれ以下の とおりとなります。				1株当たり純資産額	869.77円
				1株当たり当期純利益	14.37円
				潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	13.59円
前中間連結 会計期間	前連結会計 年度	前連結会計 年度			
三井海上火災 保険株式会社	住友海上火災 保険株式会社				
1株当たり 純資産額 818.12円	1株当たり 純資産額 884.21円	1株当たり 純資産額 869.77円			
1株当たり 中間純利益 7.81円	1株当たり 当期純利益 4.32円	1株当たり 当期純利益 14.37円			
潜在株式調整 後1株当たり 中間純利益 7.36円	潜在株式調整 後1株当たり 当期純利益 4.22円	潜在株式調整 後1株当たり 当期純利益 13.59円			

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益 金額			
中間(当期)純利益(百万円)	29,500	80,856	32,812
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	80
(うち利益処分による 役員賞与金)(百万円)	(一)	(一)	(80)
普通株式に係る中間(当期) 純利益(百万円)	29,500	80,856	32,732
普通株式の期中平均株式数 (千株)	1,459,740	1,451,496	1,457,297
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	273	87	684
(うち支払利息(税額相当額 控除後))(百万円)	(262)	(85)	(525)
(うち手数料等(税額相当額 控除後))(百万円)	(10)	(2)	(158)
普通株式増加数(千株)	107,250	33,313	107,250
(うち転換社債)(千株)	(107,250)	(33,313)	(107,250)
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益の算定に含め なかった潜在株式の概要	該当ありません。	同左	同左

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	提出会社は、商法第210条の規定に基づき、次のとおり、自己株式を取得いたしました。 1 東京証券取引所のToSTNeT-2(終値取引)による取得 取得した日 ：平成15年10月8日 取得した株式の総数 ：6,780,000株 取得価額の総額 ：6,095百万円 2 東京証券取引所における市場買付による取得 取得した期間 ：平成15年10月10日から 平成15年10月30日まで 平成15年11月10日から 平成15年11月27日まで 取得した株式の総数 ：20,163,000株 取得価額の総額 ：17,812百万円 また、平成15年11月28日開催の取締役会において、次のとおり、引き続き自己株式の取得を行うことを決議いたしました。 取得する株式の種類 ：普通株式 取得する株式の総数 ：8,057,000株(上限) 株式の取得価額の総額 ：2,092百万円(上限) 取得する期間 ：平成15年12月1日から 平成15年12月29日まで (参考) 1 平成15年6月27日開催の第86期定時株主総会で決議した自己株式の取得内容 取得する株式の種類 ：普通株式 取得する株式の総数 ：4,000万株(上限) 株式の取得価額の総額 ：260億円(上限) 2 定時株主総会決議日以降平成15年11月27日までに取得した自己株式の累計 取得した株式の総数 ：26,943,000株 取得価額の総額 ：23,907百万円	提出会社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について平成15年4月1日付で厚生労働大臣から将来分の支給義務免除の認可を受けました。 なお、提出会社は厚生年金基金の代行部分を返還した日に代行部分に係る退職給付債務と年金資産の返還相当額との差額を損益として認識する予定であり、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会第13号)第47-2項に定める経過措置は適用いたしません。 また、保有する年金資産の時価の変動や年金資産の返還額が未確定であることなどから、実際に代行部分を返還した日において認識される損益は確定しておりませんが、同実務指針第47-2項に定める経過措置を適用するとした場合の影響額は約330億円(特別利益)と試算しております。

(2) 【その他】

該当事項ありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

期別		前中間会計期間末 (平成14年 9 月30日現在)		当中間会計期間末 (平成15年 9 月30日現在)		前事業年度末の 要約貸借対照表 (平成15年 3 月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金及び預貯金		301,681	4.87	230,411	3.74	294,698	5.00
コールローン		10,000	0.16	86,000	1.39	5,000	0.09
買現先勘定		—	—	6,999	0.11	1,999	0.03
買入金銭債権		44,058	0.71	71,399	1.16	38,574	0.65
金銭の信託		38,411	0.62	29,110	0.47	26,758	0.45
有価証券	※3 ※5	4,391,294	70.85	4,356,329	70.68	4,097,594	69.44
貸付金	※4 ※8	724,973	11.70	729,814	11.84	716,542	12.14
不動産及び動産	※1 ※3	294,989	4.76	306,797	4.98	321,206	5.44
その他資産	※2	356,163	5.75	343,176	5.57	337,325	5.72
繰延税金資産		—	—	—	—	34,885	0.59
支払承諾見返	※6	59,641	0.96	27,476	0.45	45,771	0.78
貸倒引当金		△23,685	△0.38	△23,909	△0.39	△19,606	△0.33
投資損失引当金		△13	△0.00	△38	△0.00	△12	△0.00
資産の部合計		6,197,514	100.00	6,163,567	100.00	5,900,738	100.00

期別		前中間会計期間末 (平成14年 9 月30日現在)		当中間会計期間末 (平成15年 9 月30日現在)		前事業年度末の 要約貸借対照表 (平成15年 3 月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
保険契約準備金		4,518,314	72.90	4,496,675	72.95	4,448,076	75.38
支払備金		(401,167)		(416,312)		(420,063)	
責任準備金		(4,117,147)		(4,080,362)		(4,028,012)	
転換社債		85,098	1.37	22,250	0.36	22,250	0.38
その他負債		167,767	2.71	200,948	3.26	186,800	3.16
退職給付引当金		159,717	2.58	148,331	2.41	152,095	2.58
賞与引当金		8,022	0.13	8,135	0.13	11,507	0.19
債権売却損失引当金		1,659	0.03	—	—	—	—
不動産投資損失引当金		1,220	0.02	1,220	0.02	1,220	0.02
日本国際博覧会出展引当金		—	—	35	0.00	—	—
特別法上の準備金		20,292	0.33	9,694	0.16	6,507	0.11
価格変動準備金		(20,292)		(9,694)		(6,507)	
繰延税金負債		34,114	0.55	34,636	0.56	—	—
支払承諾	※6	59,641	0.96	27,476	0.45	45,771	0.78
負債の部合計		5,055,848	81.58	4,949,403	80.30	4,874,229	82.60
(資本の部)							
資本金		128,476	2.07	128,476	2.09	128,476	2.18
資本剰余金		81,991	1.32	81,993	1.33	81,991	1.39
資本準備金		(81,991)		(81,991)		(81,991)	
その他資本剰余金		(—)		(1)		(—)	
利益剰余金		402,871	6.50	473,566	7.68	405,306	6.87
利益準備金		(38,340)		(40,540)		(38,340)	
任意積立金		(312,775)		(322,535)		(312,775)	
中間(当期)未処分利益		(51,755)		(110,490)		(54,190)	
その他有価証券評価差額金		540,183	8.72	546,236	8.86	426,705	7.23
自己株式		△11,857	△0.19	△16,108	△0.26	△15,971	△0.27
資本の部合計		1,141,665	18.42	1,214,163	19.70	1,026,508	17.40
負債及び資本の部合計		6,197,514	100.00	6,163,567	100.00	5,900,738	100.00

② 【中間損益計算書】

期別		前中間会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)	
科目	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
(経常損益の部)							
経常収益		850,856	100.00	983,536	100.00	1,791,223	100.00
保険引受収益		804,735	94.58	851,386	86.56	1,687,038	94.18
(うち正味収入保険料)		(619,580)		(648,211)		(1,235,313)	
(うち収入積立保険料)		(147,750)		(168,893)		(306,757)	
(うち積立保険料等運用益)		(33,062)		(30,508)		(65,442)	
(うち支払備金戻入額)		(4,296)		(3,750)		(—)	
(うち責任準備金戻入額)		(—)		(—)		(79,453)	
資産運用収益		44,267	5.20	130,455	13.27	100,493	5.61
(うち利息及び配当金収入)		(59,884)		(54,944)		(116,816)	
(うち有価証券売却益)		(15,066)		(98,216)		(44,879)	
(うち積立保険料等運用益振替)		(△33,062)		(△30,508)		(△65,442)	
その他経常収益		1,853	0.22	1,693	0.17	3,691	0.21
経常費用		805,905	94.72	854,117	86.84	1,743,544	97.34
保険引受費用		672,989	79.10	714,262	72.62	1,443,941	80.61
(うち正味支払保険金)		(295,341)		(309,875)		(620,679)	
(うち損害調査費)		(29,194)		(27,500)		(57,286)	
(うち諸手数料及び集金費)		(109,320)		(108,301)		(212,260)	
(うち満期返戻金)		(228,626)		(215,335)		(538,281)	
(うち支払備金繰入額)		(—)		(—)		(14,600)	
(うち責任準備金繰入額)		(9,680)		(52,350)		(—)	
資産運用費用		21,729	2.55	27,153	2.76	76,135	4.25
(うち有価証券売却損)		(1,085)		(20,850)		(14,943)	
(うち有価証券評価損)		(9,913)		(5,314)		(50,265)	
営業費及び一般管理費		109,400	12.86	107,667	10.95	220,524	12.31
その他経常費用		1,786	0.21	5,035	0.51	2,943	0.17
経常利益		44,951	5.28	129,418	13.16	47,679	2.66
(特別損益の部)							
特別利益		3,287	0.39	1,698	0.17	22,056	1.23
特別法上の準備金戻入額		(137)		(—)		(13,922)	
価格変動準備金		((137))		((—))		((13,922))	
その他	※1	(3,150)		(1,698)		(8,134)	
特別損失		3,509	0.41	9,542	0.97	15,801	0.88
特別法上の準備金繰入額		(—)		(3,187)		(—)	
価格変動準備金		((—))		((3,187))		((—))	
その他	※2	(3,509)		(6,355)		(15,801)	
税引前中間(当期)純利益		44,729	5.26	121,574	12.36	53,934	3.01
法人税及び住民税		22,021	2.59	40,354	4.10	33,681	1.88
法人税等調整額		△7,219	△0.85	1,993	0.20	△12,109	△0.68
中間(当期)純利益		29,927	3.52	79,227	8.06	32,362	1.81
前期繰越利益		21,827		31,263		21,827	
中間(当期)未処分利益		51,755		110,490		54,190	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
1 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 売買目的有価証券の評価は、時価法によっております。なお、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。 (2) 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。 (3) 子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。 (4) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。 (5) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法によっております。 (6) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。 2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。ただし、為替予約等の振当処理の適用要件を満たすものについて振当処理を、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものについて特例処理を適用しております。	1 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。 (2) 子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。 (3) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。 (4) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法によっております。 (5) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。 2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	1 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 売買目的有価証券の評価は、時価法によっております。なお、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。 (2) 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。 (3) 子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。 (4) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。 なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。 (5) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法によっております。 (6) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。 2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左 (追加情報) クレジットデリバティブ取引につきましては、前期までは債務保証に準じて処理しておりましたが、当期から合理的な価額が算出可能となったことから、当該価額をもって貸借対照表に計上しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益及び税引前当期純利益は6,824百万円減少しております。また、支払承諾見返及び支払承諾は533,126百万円減少しております。

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
3 不動産及び動産の減価償却の方法 不動産及び動産の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。 4 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。 また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産を所管する部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。	3 不動産及び動産の減価償却の方法 不動産及び動産の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。 なお、保険金回収のため取得し、売却予定である不動産については、低価法によって評価しており、減価償却は行っておりません。 4 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左	3 不動産及び動産の減価償却の方法 同左 4 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(2) 投資損失引当金 有価証券等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、資産の自己査定結果に基づき必要と認められる額を引き当てております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌期から費用処理することとしております。 (4) 賞与引当金 従業員の賞与に充てるため、中間会計期間末における支給見込額を基準に計上しております。 (5) 債権売却損失引当金 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値の下落等により将来発生する可能性のある損失に備えるため、中間会計期間末における損失見積額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (追加情報) 確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年4月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を得ております。 当中間会計期間末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は約495億円であり、当該返還相当額(最低責任準備金)の支払が当中間会計期間末日に行われたと仮定して、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第44-2項を適用した場合に生じる損益の見込額は約380億円(特別利益)であります。 (4) 賞与引当金 同左	(2) 投資損失引当金 同左 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌期から費用処理することとしております。 (4) 賞与引当金 従業員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(6) 不動産投資損失引当金 不動産投資関連取引に関して将来発生する可能性のある損失に備えるため、中間会計期間末における損失見積額を計上しております。 (7) 価格変動準備金 株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。 5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 6 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。 7 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(5) 不動産投資損失引当金 同左 (6) 日本国際博覧会出展引当金 平成17年3月25日から開催される日本国際博覧会の出展費用に充てるため、出展契約に基づく総出展費用見込額を期間配分方式により計上しております。 (7) 価格変動準備金 同左 5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左 6 消費税等の会計処理 同左 7 リース取引の処理方法 同左	(5) 不動産投資損失引当金 不動産投資関連取引に関して将来発生する可能性のある損失に備えるため、期末における損失見積額を計上しております。 (6) 価格変動準備金 同左 5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 6 消費税等の会計処理 同左 7 リース取引の処理方法 同左

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
8 ヘッジ会計の方法 株式の保有に係る株価変動リスクをヘッジする目的で実施する株式オプション取引については繰延ヘッジを適用しております。また、金利変動に伴う貸付金及び債券のキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジする目的で実施する金利スワップ取引については、繰延ヘッジ又は金利スワップの特例処理を適用しております。 なお、ヘッジの有効性については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなもの及び金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジ有効性の判定は省略しております。 9 税効果会計に関する事項 中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している利益処分方式による海外投資等損失準備金、特別償却準備金及び圧縮記帳積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。	8 ヘッジ会計の方法 株式の保有に係る株価変動リスクをヘッジする目的で実施する株式オプション取引については繰延ヘッジを適用しております。また、為替変動に伴う外貨建債券のキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジする目的で実施する、通貨スワップ取引については繰延ヘッジを適用し、為替予約取引の一部については時価ヘッジを適用しております。また、金利変動に伴う貸付金及び債券のキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジする目的で実施する金利スワップ取引については、繰延ヘッジ又は金利スワップの特例処理を適用しております。 なお、ヘッジの有効性については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを四半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなもの及び金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジ有効性の判定は省略しております。 9 税効果会計に関する事項 同左	8 ヘッジ会計の方法 株式の保有に係る株価変動リスクをヘッジする目的で実施する株式オプション取引及び為替変動に伴う外貨建債券のキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジする目的で実施する通貨スワップ取引については繰延ヘッジを適用しております。また、金利変動に伴う貸付金及び債券のキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジする目的で実施する金利スワップ取引については、繰延ヘッジ又は金利スワップの特例処理を適用しております。 なお、ヘッジの有効性については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなもの及び金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
		9 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（企業会計基準第1号）が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準によっております。これによる当期の損益に与える影響はありません。 なお、財務諸表等規則の改正により、当期における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。 10 1株当たり情報 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）が平成14年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準及び適用指針によっております。なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

追加情報

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
1 クレジットデリバティブ取引につきましては、前事業年度までは債務保証に準じて処理しておりましたが、当中間会計期間から合理的な価額が算出可能となったことから、当該価額をもって中間貸借対照表に計上しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益及び税引前中間純利益は7,470百万円減少しております。また、支払承諾見返及び支払承諾は509,782百万円減少しております。 2 当中間会計期間から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（企業会計基準第1号）を適用しております。これによる当中間会計期間の損益に与える影響はありません。 なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の資本の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。 これに伴い、前中間会計期間において資産の部に計上していた「自己株式」（4百万円）は、当中間会計期間末においては、資本に対する控除項目としております。		

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成14年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日現在)	前事業年度末 (平成15年3月31日現在)
※1 不動産及び動産の減価償却累計額は274,404百万円、圧縮記帳額は23,043百万円であります。 ※2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、その他資産に計上しております。 ※3 担保に供している資産は有価証券7,530百万円であります。 ※4 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は59百万円、延滞債権額は14,644百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。 (2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は860百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	※1 不動産及び動産の減価償却累計額は286,614百万円、圧縮記帳額は22,252百万円であります。 ※2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、その他資産に計上しております。 ※3 担保に供している資産は有価証券39,549百万円及び不動産12,097百万円であります。これは、特別目的会社の借入金7,462百万円の担保のほか、海外営業のための供託として差し入れているもの等であります。 ※4 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は319百万円、延滞債権額は20,887百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。 (2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は965百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	※1 不動産及び動産の減価償却累計額は280,823百万円、圧縮記帳額は22,822百万円であります。 ※3 担保に供している資産は有価証券22,168百万円、土地5,324百万円及び建物8,843百万円あります。これは、特別目的会社等の借入金9,104百万円の担保のほか、海外営業のための供託資産等として差し入れているものであります。 ※4 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は78百万円、延滞債権額は9,561百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。 (2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は692百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

前中間会計期間末 (平成14年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日現在)	前事業年度末 (平成15年3月31日現在)
(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は19,234百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 (4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は34,799百万円であります。 ※5 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが90,662百万円含まれております。 7 子会社である Mitsui Sumitomo Insurance Company (Europe), Limited 及び MSI Corporate Capital Limited の保険引受に関して、それぞれ16,332百万円及び34,470百万円の保証を行っております。 ※8 貸出コミットメント契約に係る融資未実行残高は530百万円であります。	(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は8,709百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 (4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は30,881百万円であります。 ※5 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが58,973百万円含まれております。 ※6 リミテッド・パートナーシップが行う取引の履行に関して保証を行っております。なお、当該取引の中間会計期間末時点での現在価値の合計額は△205,698百万円ありますが、担保等を考慮した場合の実質保証額が無いため、支払承諾見返及び支払承諾には計上しておりません。 7 子会社である MSI Corporate Capital Limited の保険引受に関して、33,361百万円の保証を行っております。 ※8 貸出コミットメント契約に係る融資未実行残高は2,031百万円であります。	(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は21,866百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 (4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は32,199百万円であります。 ※5 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが63,323百万円含まれております。 ※6 リミテッド・パートナーシップが行う取引の履行に関して保証を行っております。なお、当該取引の期末時点での現在価値の合計額は△215,688百万円ありますが、担保等を考慮した場合の実質保証額が無いため、支払承諾見返及び支払承諾には計上しておりません。 7 子会社である MSI Corporate Capital Limited の保険引受に関して、34,101百万円の保証を行っております。 ※8 貸出コミットメント契約に係る融資未実行残高は1,314百万円であります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
※1 特別利益のその他は、不動産動産処分益2,976百万円及び貸倒引当金戻入額173百万円であります。 ※2 特別損失のその他は、合併に係る諸費用1,713百万円、時価の著しい下落による土地及び建物の評価損1,013百万円並びに不動産動産処分損781百万円であります。	※1 特別利益のその他は、不動産動産処分益であります。 ※2 特別損失のその他は、低価法による土地及び建物の評価損4,894百万円、不動産動産処分損1,401百万円並びに時価の著しい下落による土地及び建物の評価損59百万円であります。	※1 特別利益のその他は、不動産動産処分益4,405百万円及び貸倒引当金戻入額3,728百万円であります。 ※2 特別損失のその他は、合併に係る諸費用7,608百万円、再就職支援制度に係る割増退職金等に関連する費用4,491百万円、不動産動産処分損2,487百万円並びに時価の著しい下落による土地及び建物の評価損1,215百万円であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)																																																						
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																						
<table><tr><th></th><th>取得価額相当額 (百万円)</th><th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th><th>中間会計期間末残高相当額 (百万円)</th></tr><tr><td>動産</td><td>2,734</td><td>2,311</td><td>422</td></tr></table> なお、取得価額相当額は未経過リース料中間会計期間末残高が不動産及び動産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 2 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table><tr><td>1 年内</td><td>302百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>120百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>422百万円</td></tr></table> なお、未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が不動産及び動産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 3 支払リース料及び減価償却費相当額 <table><tr><td>支払リース料</td><td>291百万円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>291百万円</td></tr></table> 4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)	動産	2,734	2,311	422	1 年内	302百万円	1 年超	120百万円	合計	422百万円	支払リース料	291百万円	減価償却費相当額	291百万円	<table><tr><th></th><th>取得価額相当額 (百万円)</th><th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th><th>中間会計期間末残高相当額 (百万円)</th></tr><tr><td>動産</td><td>759</td><td>636</td><td>123</td></tr></table> 同左 2 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table><tr><td>1 年内</td><td>100百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>22百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>123百万円</td></tr></table> 同左 3 支払リース料及び減価償却費相当額 <table><tr><td>支払リース料</td><td>122百万円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>122百万円</td></tr></table> 4 減価償却費相当額の算定方法 同左		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)	動産	759	636	123	1 年内	100百万円	1 年超	22百万円	合計	123百万円	支払リース料	122百万円	減価償却費相当額	122百万円	<table><tr><th></th><th>取得価額相当額 (百万円)</th><th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th><th>期末残高相当額 (百万円)</th></tr><tr><td>動産</td><td>1,398</td><td>1,156</td><td>242</td></tr></table> なお、取得価額相当額は未経過リース料期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 2 未経過リース料期末残高相当額 <table><tr><td>1 年内</td><td>195百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>46百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>242百万円</td></tr></table> なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 3 支払リース料及び減価償却費相当額 <table><tr><td>支払リース料</td><td>472百万円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>472百万円</td></tr></table> 4 減価償却費相当額の算定方法 同左		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	動産	1,398	1,156	242	1 年内	195百万円	1 年超	46百万円	合計	242百万円	支払リース料	472百万円	減価償却費相当額	472百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)																																																					
動産	2,734	2,311	422																																																					
1 年内	302百万円																																																							
1 年超	120百万円																																																							
合計	422百万円																																																							
支払リース料	291百万円																																																							
減価償却費相当額	291百万円																																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)																																																					
動産	759	636	123																																																					
1 年内	100百万円																																																							
1 年超	22百万円																																																							
合計	123百万円																																																							
支払リース料	122百万円																																																							
減価償却費相当額	122百万円																																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																					
動産	1,398	1,156	242																																																					
1 年内	195百万円																																																							
1 年超	46百万円																																																							
合計	242百万円																																																							
支払リース料	472百万円																																																							
減価償却費相当額	472百万円																																																							

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間		当中間会計期間		前事業年度	
1株当たり純資産額	782.19円	1株当たり純資産額	836.55円	1株当たり純資産額	707.10円
1株当たり中間純利益	20.50円	1株当たり中間純利益	54.58円	1株当たり当期純利益	22.15円
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 (追加情報)	19.27円	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	53.41円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	21.07円
当中間会計期間から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。なお、同会計基準及び適用指針を前中間会計期間及び前事業年度に適用して算定した場合の1株当たり情報については、それぞれ以下のとおりとなります。				当期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。なお、同会計基準及び適用指針を前期に適用した場合の1株当たり情報については、以下のとおりとなります。	
前中間 会計期間	前事業年度			1株当たり純資産額	864.68円
三井海上火災 保険株式会社	住友海上火災 保険株式会社	前事業年度		1株当たり当期純利益	14.66円
1株当たり 純資産額	1株当たり 純資産額	1株当たり 純資産額		潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	13.86円
813.30円	881.74円	864.68円			
1株当たり 中間純利益	1株当たり 当期純利益	1株当たり 当期純利益			
8.78円	10.80円	14.66円			
潜在株式調整 後1株当たり 中間純利益	潜在株式調整 後1株当たり 当期純利益	潜在株式調整 後1株当たり 当期純利益			
8.26円	10.10円	13.86円			

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(百万円)	29,927	79,227	32,362
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	80
(うち利益処分による 役員賞与金)(百万円)	(一)	(一)	(80)
普通株式に係る中間(当期) 純利益(百万円)	29,927	79,227	32,282
普通株式の期中平均株式数 (千株)	1,459,740	1,451,496	1,457,297
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	273	87	684
(うち支払利息(税額相当額 控除後))(百万円)	(262)	(85)	(525)
(うち手数料等(税額相当額 控除後))(百万円)	(10)	(2)	(158)
普通株式増加数(千株)	107,250	33,313	107,250
(うち転換社債)(千株)	(107,250)	(33,313)	(107,250)
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	該当ありません。	同左	同左

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	当社は、商法第210条の規定に基づき、次のとおり、自己株式を取得いたしました。 1 東京証券取引所のToSTNeT-2 (終値取引)による取得 取得した日 ：平成15年10月8日 取得した株式の総数 ：6,780,000株 取得価額の総額 ：6,095百万円 2 東京証券取引所における市場買付による取得 取得した期間 ：平成15年10月10日から 平成15年10月30日まで 平成15年11月10日から 平成15年11月27日まで 取得した株式の総数 ：20,163,000株 取得価額の総額 ：17,812百万円 また、平成15年11月28日開催の取締役会において、次のとおり、引き続き自己株式の取得を行うことを決議いたしました。 取得する株式の種類 ：当社普通株式 取得する株式の総数 ：8,057,000株(上限) 株式の取得価額の総額 ：2,092百万円(上限) 取得する期間 ：平成15年12月1日から 平成15年12月29日まで (参考) 1 平成15年6月27日開催の第86期定時株主総会で決議した自己株式の取得内容 取得する株式の種類 ：当社普通株式 取得する株式の総数 ：4,000万株(上限) 株式の取得価額の総額 ：260億円(上限) 2 定時株主総会決議日以降平成15年11月27日までに取得した自己株式の累計 取得した株式の総数 ：26,943,000株 取得価額の総額 ：23,907百万円	当社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年4月1日付で厚生労働大臣から将来分の支給義務免除の認可を受けました。 なお、当社は厚生年金基金の代行部分を返還した日に代行部分に係る退職給付債務と年金資産の返還相当額との差額を損益として認識する予定であり、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置は適用いたしません。 また、保有する年金資産の時価の変動や年金資産の返還額が未確定であることなどから、実際に代行部分を返還した日において認識される損益は確定しておりませんが、同実務指針第47-2項に定める経過措置を適用するとした場合の影響額は約330億円(特別利益)と試算しております。

(2) 【その他】

該当事項ありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 半期報告書の訂正報告書 平成15年5月1日 関東財務局長に提出
(第86期中)(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)の半期報告書に係る訂正報告書であります。
- (2) 有価証券報告書及びその添付書類 平成15年6月27日 関東財務局長に提出
事業年度(第86期)(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
- (3) 有価証券報告書の訂正報告書 平成15年7月23日 関東財務局長に提出
事業年度(第86期)(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。
- (4) 自己株券買付状況報告書
報告期間(自 平成15年3月1日 至 平成15年3月31日) 平成15年4月11日 関東財務局長に提出
報告期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年4月30日) 平成15年5月13日 関東財務局長に提出
報告期間(自 平成15年5月1日 至 平成15年5月31日) 平成15年6月12日 関東財務局長に提出
報告期間(自 平成15年6月1日 至 平成15年6月27日) 平成15年7月10日 関東財務局長に提出
報告期間(自 平成15年6月27日 至 平成15年6月30日) 平成15年7月10日 関東財務局長に提出
報告期間(自 平成15年7月1日 至 平成15年7月31日) 平成15年8月12日 関東財務局長に提出
報告期間(自 平成15年8月1日 至 平成15年8月31日) 平成15年9月11日 関東財務局長に提出
報告期間(自 平成15年9月1日 至 平成15年9月30日) 平成15年10月10日 関東財務局長に提出
報告期間(自 平成15年10月1日 至 平成15年10月31日) 平成15年11月14日 関東財務局長に提出
報告期間(自 平成15年11月1日 至 平成15年11月30日) 平成15年12月12日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項ありません。

中間監査報告書

平成14年12月20日

三井住友海上火災保険株式会社
取締役社長 植村 裕之 殿

新日本監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	高 橋 勉	⑩
代表社員 関与社員	公認会計士	湯 本 堅 司	⑩

朝日監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	伊 東 健 治	⑩
代表社員 関与社員	公認会計士	三 浦 孝 昭	⑩

私ども監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三井住友海上火災保険株式会社の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、私ども監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において私ども監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、私ども監査法人は、上記の中間連結財務諸表が三井住友海上火災保険株式会社及び連結子会社の平成14年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私ども監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月19日

三井住友海上火災保険株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

代表社員
関与社員

公認会計士 高 橋 勉 ⑩

朝日監査法人

代表社員
関与社員

公認会計士 伊 東 健 治 ⑩

私ども監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三井住友海上火災保険株式会社の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私ども監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私ども監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私ども監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。私ども監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私ども監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友海上火災保険株式会社及び連結子会社の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、当中間連結会計期間末日後に商法第210条の規定に基づき自己株式を取得している。

会社と私ども監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

中間監査報告書

平成14年12月20日

三井住友海上火災保険株式会社
取締役社長 植村 裕之 殿

新日本監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	高 橋 勉	⑩
代表社員 関与社員	公認会計士	湯 本 堅 司	⑩

朝日監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	伊 東 健 治	⑩
代表社員 関与社員	公認会計士	三 浦 孝 昭	⑩

私ども監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三井住友海上火災保険株式会社の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第86期事業年度の中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、私ども監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において私ども監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、私ども監査法人は、上記の中間財務諸表が三井住友海上火災保険株式会社の平成14年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私ども監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月19日

三井住友海上火災保険株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 高 橋 勉 ⑩

朝日監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 伊 東 健 治 ⑩

私ども監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三井住友海上火災保険株式会社の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第87期事業年度の中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、私ども監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

私ども監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私ども監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。私ども監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私ども監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友海上火災保険株式会社の平成15年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、当中間会計期間末日後に商法第210条の規定に基づき自己株式を取得している。

会社と私ども監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。